

研究授業「実務法規」実施報告

金子 匡良

Report on Implementation of an Open Class “Practical Law”

Masayoshi Kaneko

Abstract :

This paper is an enforcement report of an open class performed in Takamatsu Junior College. An open class is performed in each faculty in order to improve the lesson of a junior college. Every year, the lecture which is the subject of observation is specified at each semester. All teachers of a faculty visit the lecture and submit an observation record. After that, they hold a review meeting and debate about contents and method of the lecture.

In the secretarial course, the “Practical Law” was held as an open class in the first semester in this year. This paper reports the outline of that open class and considers the issue about Practical Law.

Key words :

研究授業、公開授業、授業改善、実務法規、法教育

はじめに

本稿は、高松短期大学及び高松大学において毎年行われている研究授業の実施報告である。研究授業は、大学及び短期大学の授業改善のために、各学部・学科単位で行われるものであり、毎年、前期と後期に1コマずつ、研究対象とする講義を指定し、その講義の担当教員が所属する学部・学科の全教員が当該授業を参観したのち、参観記録を提出し、その上で学部・学科ごとに検討会を開いて、授業内容や指導方法について討議を行うこととなっている。短大秘書科では、2007年度の研究授業として、前期に「実務法規」（筆者担当）、後期に「情報機器利用プレゼンテーション演習」（高塚順子講師担当）が実施された。本稿はこのうち前者について、その概要を報告するとともに、今後の課題を考察するものである。

1. 実務法規の科目内容

現在、高松短期大学秘書科では、法律科目として「日本国憲法」、「実務法規」、「税法」という3科目が開講されており、日本国憲法が1年次配当、他の2科目が2年次配当となっている。実務法規は、文字通りビジネス実務や日常生活に関係の深い法令を素材として、その解説を行うことを主眼とするものであるが、秘書科には法学部の1年生が学ぶような入門科目としての「法学」や「法学概論」に類する講義が設置されていないため、実務法規では、まず法学に関する基礎知識から説き起こすことにしている。

参考までに、シラバスに掲載している実務法規の講義概要を転載しておく。

◆授業の紹介

野球やサッカーにルールがあるように、私たちの社会にも守るべきルールがあります。それが「法」です。私たちは、好むと好まざるとにかかわらず、法に従って生きていかなければなりません。では、なぜ法が必要なのでしょう。そして、そもそも法とはどのようなもので、誰がつくるのでしょうか。この授業では、そうした法内容に関する基本的な説明をした上で、私たちを取り巻く具体的な法律の内容や、裁判制度の説明をしていきます。

◆教育目標

基本的な法律用語が理解できるようにするとともに、法学的な考え方が身に付くようにします。また、将来、社会に出て働く際に役立つような法律知識の習得を目指します。

◆授業計画

第1回	オリエンテーション	第9回	雇用と法
第2回	法とはなにか	第10回	会社と法
第3回	法の役割	第11回	家族と法
第4回	法の種類	第12回	犯罪と法①
第5回	裁判制度①	第13回	犯罪と法②
第6回	裁判制度②	第14回	国家と法
第7回	契約と法①	第15回	まとめ
第8回	契約と法②		

2. 研究授業の実施概要

今次の実務法規の研究授業は、2007年6月18日3校時（13:00～14:30）に実施された。この日は4月の開講から数えて11回目の授業に当たり、上に掲載した当初の授業計画に従えば、「家族と法」というテーマで親族法及び相続法について概説するはずであったが、毎回の進捗の遅れが積み重なり、第8回目に相当する「契約と法②」の講義を行った。

実務法規では特定のテキストは指定せずに、毎回、A4で1～2枚程度のレジユメを配

布し、それに基づいて授業を進めている。この日のテーマ「契約と法②」では、契約不履行と損害賠償を取り上げ、契約不履行に対する対抗措置や不法行為に対する損害賠償、及び過失主義と無過失責任主義の違いなどについて解説した。また、近年頻繁に見られる契約上のトラブルを念頭に、消費者契約法等の消費者保護法制についても論及し、クーリング・オフ制度など、学生が契約トラブルや悪徳商法から身を守るために有用と思われる法制制度についても説明を行った。(当日のレジユメは本稿末尾の資料を参照。)

当日の出席者は秘書科2年生22名であり、これに秘書科教員6名が参観者として加わった。この講義の受講登録者は26名であるので、学生の出席率は約85%であり、本講義としては平均的な出席率であった。使用教室は1号館(H館)2階H122教室(収容定員90名)であり、座席指定に基づいて座った学生の後方に、参観の先生方が着席した。参観者の先生方がいたためもあり、学生の受講態度は比較的良好であったが、授業開始後60分を過ぎたころから居眠りを始める者が1、2名現れた。

授業方法は普段と同じく、主として教員が話をする講義形式をとったが、学生の集中力を少しでも維持できるよう、適宜、質問に応じたり、テレビの法律番組で取り上げられていたケースや最近のニュースを素材として、なるべく具体的な説明を心がけるなど、講義が一方的で単調なものにならないように工夫をした。

この日の授業では、不法行為に対する損害賠償責任の発生要件として、①故意または過失の存在、②行為の違法性、③具体的・現実的な損害の発生、④行為と損害との間の因果関係、⑤加害者の責任能力といった事項が必要であることを説明し、具体的なケースをいくつか紹介することによって、それぞれの要件の内容を説明した。このときの知識が定着しているかどうかを試すため、学期末の試験において、次のような応用問題を出題した。(6問中の1問。配点15点。)

Aさんが自宅の庭でBさんとバトミントンをしていたところ、シャトルが自宅の屋根にのってしまった。それを見ていた隣家のCさんが、「私にとってあげよう」といって脚立を持ち出し、Aさん宅の屋根に上がっていったところ、あいにく屋根の一部分の木材が腐っていたため、Cさんが乗ったせいで屋根に穴があいてしまった。このとき、AさんがCさんに対して、屋根の修理代金などを損害賠償として請求したとしても、裁判所はその訴えを認めない可能性が高い。それはなぜか、理由を説明せよ。

この問題では、上記要件のうち①と②が欠けていることを説明できていれば正解としたが、受験者26名のうち、正解者が5名、どちらか一方の要件のみ解答できたものが15名、不正解者が6名であった。部分正解を含む正答率は77%であるので、大方の学生は損害賠償責任の発生に必要なとされる要件について、一応の理解ができていると推察されるが、完

全な正解者が5名しかいなかったという点においては、知識の定着度及び応用力の向上に向けて更なる工夫の余地があると思われる。具体例を用いた解説を充実化するなど、今後の授業において改善を図りたい。

3. 参観記録及び検討会における意見

上述の通り、研究授業に際しては、各参観者が所定の用紙を用いて参観記録を作成・提出し、その記録に基づいて、事後に検討会を開催することになっている。今回の実務法規については、参観記録及び検討会を通じて、以下のような意見が呈された。

<p>授業を積極的に評価できる点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・秘書科の学生が学んでおかなければならない重要な法規が、身近な具体例を挙げながら明快にかつ分かり易い表現で解説されていた。 ・オリジナルテキストは、何が重要な事柄であるか、何を知っておかなければならないかがよく分かり、学生が興味を持てるように工夫されている。 ・声が明るく大きく、言葉遣いも明瞭かつ適切であった。 ・消費者を保護する必要性、契約解除の方法など難しい内容を分かり易く説明された。 ・講義で何を伝え、何を学んで欲しいかということが明確であり、大変分かり易い話の流れと内容であった。 ・落ち着いた雰囲気の中で、板書をしながら、ゆっくりとした口調の講義は、大変聞きやすいものであった。板書の字が大きく、ノートを取りやすくする配慮が見られた。 ・淡々と進める授業の合間にユーモアも感じられ、大多数の学生が楽しく受けていたようである。 ・配布されるプリントに、重要な所があらかじめまとめられているのが良かった。
<p>授業の改善に関わる点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実務法規の講義内容が秘書科において大切なことから、他の関連科目との連携や整合性について事前の打ち合わせができれば、それぞれの授業の効果がより一層高められるのではないと思われる。 ・出席は、学生の顔と名前を一致させながらとるのが望ましいと思われる。 ・授業の終わりに、本日の振り返りをするとよいと思った。 ・最後にあいさつをして終わると良いと思った。 ・プリントの字体が統一したものであれば、さらに分かりやすいものになると思われる。 ・授業中に学生たちの反応があったが、そこをとらえて、もっと授業を深めるチャンスにしてはどうか。 ・秘書科学生の法律に関する知識を考慮すると、いま少し具体例を増やすとともに、もう少し詳しく説明（個々の学生に対する質問も含めて）してもよかったのではないか。 ・重要な項目は3回くらい（授業中・授業の最後・次回の授業中）言っても良いと思う。 ・学生がかばんを机の上に置いているのは注意した方がいいのではないか。 ・遅刻した学生には、なぜ遅刻したのか理由を報告させてもいいのではないか。 ・プリントの重要点には、アンダーラインやブランクを入れると復習しやすいのではないか。 ・授業中、私語の多い学生がいた。注意した方がいいのではないか。 ・復習として、先週教えた法律に関する事例に対し、どのような判断ができるのかを解答させるのも良いのではないか。 ・黒板に書くときに、上から下、左から右へと一定の方向を決めて書いた方が良いのではないか。

総じて言えば、積極的に評価できる点として、①授業内容が具体的である、②説明が分かり易い、ということが複数の参観者から挙げられたが、実務法規という科目の性格上、内容が実社会に即した具体的なものであることは当然であり、また分かり易い説明をすることが講義の必須条件であることを鑑みれば、これらの評価点は特に積極的な面を指摘したものとはいえない。むしろ、こうした点以外に評価すべき事項がないことは、この講義のマイナス面であるともいえる。筆者は今年度に本学に赴任し、かつ実務法規という科目も、初めて担当するものであったため、講義内容や講義方法について試行錯誤の状態であり、今回は特に目新しい工夫を凝らすことができなかつたが、今後は学科や科目の特性を考慮しつつ、本学の学生に適した講義内容や講義方法を模索し、授業改善に努めたい。

他方、授業の改善が求められる点としては、大別して、①机上に物を置いていることや私語への注意、遅刻者への対応、挨拶の仕方など、受講態度やマナーに関する事項、②板書の仕方、重要事項の反復、学生の注意を引き出す工夫といった講義方法に関する事項、③プリントの構成や字体の統一といった配布プリントに関する事項について、改善の必要性を指摘された。①については、秘書科という学科の性格上、他の学部・学科よりも受講態度やマナーには細かい注意を払うべきであり、それ自体が重要な教育の一環であるという考えに基づいた指摘であると思われる。いずれも今後の授業の中で留意していきたい。②と③については、それぞれの指摘を率直に受け止め、今後の改善点にしたいと考えている。とりわけ、重要事項をいかに学生の記憶に残すかについて、授業中の反復やプリントにおけるハイライト表記など、手近なことから改善を実行に移したい。

おわりに 一 法教育の意義と実務法規の課題

これまで日本の大学・短大では、法学部以外の学部・学科における法学教育は、文字通りの「一般教養」として扱われることが多く、他の教養科目と比べて、特別な目的や位置づけが与えられているわけではなかった。これは法学部を持たない本学にも当てはまることである。しかしながら、近年、法学教育の重要性・必要性が叫ばれ、国もその充実に力を入れている。その一環として、2003年には法務省の下に「法教育研究会」が設置され、2004年に報告書『我が国における法教育の普及・発展を目指して－新たな時代の自由かつ

¹ 同報告書は、以下の法務省のウェブサイトで見ることができる。(2008年1月現在)
<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUKYO/houkoku.html>

公正な社会の担い手をはぐくむために－』を提出した。¹

同報告書では、法教育が必要とされる理由として、行政改革や規制緩和に伴う紛争の増大とその法的解決の必要性、及び裁判員制度の導入による国民の司法参加の拡大を挙げているが（同報告書2頁～3頁）、中でも目下の課題として重要なのは、2009年からの開始が予定されている裁判員制度であろう。この制度が始まれば、一定の刑事事件について一般の人びとが裁判員として審理に参加し、裁判官とともに証拠調べや判決に関わることとなるが、その際には、刑事裁判の目的とプロセスを理解しておくとともに、被告人の権利や「疑わしきは罰せず」という刑事裁判の基本原則を踏まえておく必要がある。さもなければ、裁判が上から裁きを下す糾弾型の「お白州」と化してしまったり、応報刑を過度に重視する「仇討ち」の場となってしまう危険性さえある。また、裁判員に最低限の法的知識と法的判断力が備わっていなければ、結局は職業裁判官の訴訟指揮に従うだけの「イエスマン裁判員」となってしまう、一般の人びとの社会常識を裁判に反映させるという裁判員制度の当初の目的から外れることになる。

そのためにも、各教育レベルにおける法教育の充実喫緊の課題であり、大学・短大教育においても、学校教育の最終段階にふさわしい法教育の実施が求められる。本学においては、カリキュラム上、実務法規ないしは日本国憲法（いずれも担当者は筆者である）がその任を担うべき科目であり、今後は裁判員制度を視野に入れた教育内容の見直しが必要であると思われる。そして、そうした見直しを通して、実務法規ならではの授業内容と授業方法を開拓することが、この科目にとって最も有用な授業改善につながるであろう。易からざる課題ではあるが、今後の目標としたい。

2007 年度 実務法規（8）

契 約 と 法 ②

－ 契約不履行と損害賠償 －

1 契約の不履行

- ・ 契約 ⇒ 債権・債務関係の形成
- ・ 契約不履行 = 債務の不履行
- ・ 債務不履行に対する対抗措置 ⇒ ①強制執行、②契約の解除、③損害賠償

※民法 415 条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

2 不法行為に対する損害賠償

- ・ 損害賠償は、不法行為に対しても請求できる。

※民法 709 条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- ・ 不法行為の成立要件

①故意または過失の存在、②違法性、③損害の発生、④因果関係、⑤加害者の責任能力

3 過失責任主義と無過失責任主義

- ・ 過失責任主義 ⇒ 私法の大原則
- ・ 弱者と強者の格差 → 過失責任主義の修正 → 無過失責任主義

※大気汚染防止法 25 条 工場又は事業場における事業活動に伴う健康被害物質の大気中への排出により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出に係る事業者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。

※製造物責任法 3 条 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であつて、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

4 消費者の保護

・消費者・事業者間の情報量や交渉力の格差 } ⇒ 不利な契約から消費者を保護する必要
不当勧誘の横行

※消費者契約法 4 条① 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

- 1 重要事項について事実と異なることを告げること。
- 2 略

② 略

③ 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

- 1 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。
- 2 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。

(以下省略。)

高松大学紀要
第 49 号

平成20年 2月25日 印刷
平成20年 2月28日 発行

編集発行 高 松 大 学
高 松 短 期 大 学
〒761-0194 高松市春日町960番地
TEL (087) 841 - 3255
FAX (087) 841 - 3064

印 刷 株式会社 美巧社
高松市多賀町 1 - 8 - 10
TEL (087) 833 - 5811